



銀行をこえる銀行へ

紀陽銀行

第212期 定時株主総会 招集ご通知

日時

2022年6月29日（水曜日）
午前10時

場所

和歌山市七番丁26-1
ダイワロイネットホテル和歌山
4階「グラン」

末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。

目次

■ 第212期定時株主総会招集ご通知 ……	1
インターネット等による 議決権行使のお手続きについて ……	3
■ 株主総会参考書類	
第1号議案 剰余金の処分の件……………	5
第2号議案 定款一部変更の件……………	6
第3号議案 取締役（監査等委員で ある取締役を除く。） 6名選任の件……………	9
第4号議案 監査等委員である取締役 1名選任の件……………	14
添付書類	
■ 事業報告 ……	18
■ 計算書類 ……	43
■ 連結計算書類 ……	45
■ 監査報告書 ……	47

【新型コロナウイルス 感染拡大防止について】

本定時株主総会におきまして、**新型コロナウイルス感染拡大防止**のための措置を講じてまいります。詳しくは同封の「当行第212期定時株主総会における新型コロナウイルス感染拡大防止への対応について」をご覧ください。

【お土産の廃止について】

株主総会にご出席の株主様へのお土産は**取りやめ**とさせていただきます。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

株式会社 **紀陽銀行**

証券コード：8370

銀行をこえる銀行へ

KIYO BANK SLOGAN

➤ 経営理念

地域社会の繁栄に貢献し、地域とともに歩む
堅実経営に徹し、たくましく着実な発展を目指す

➤ 目指す銀行像

「銀行をこえる銀行へ」
～お客さまの期待や地域の壁をこえ、
銀行という枠をこえることを目指します

経営の基本姿勢

- 多様かつ高度な
総合金融サービスのご提供
- 経営基盤の強化
- 地域活性化への貢献

行動指針

- 「お客さまの期待をこえる」
- 「銀行という枠をこえる」
- 「地域の壁をこえる」

ごあいさつ

株主の皆さま方には、平素より格別のご厚情を賜り、誠にありがとうございます。

現在、私ども地域金融機関をとりまく環境は、人口・事業所減少や気候変動問題、新型コロナウイルス感染拡大による経済活動への影響など、これまでにない速さで大きく変化しております。加えて、デジタル化の加速、SDGs達成に向けた取組みなど、あらゆる課題に取り組んでいかなければなりません。

このような環境のもと、2021年4月にスタートしました第6次中期経営計画では、「地域における圧倒的な存在感の発揮とグループ機能の最大化」を基本方針に掲げ、グループ会社を含めた総合金融サービスをより一層高度化することにより、「お客さまや地域のどんな課題にも本気で向き合い、お客さまの期待をこえる銀行となる」ことを約束しております。

本中期経営計画への取組みにより、紀陽フィナンシャルグループが一体となって、地元地域のお客さまへの本業支援や成長支援を通じて共に成長し、共に夢を実現するため、銀行の枠をこえた「価値共創会社」を目指してまいります。

株主の皆さま方には、今後ともご理解、ご支援を賜りますよう心よりお願い申し上げます。

2022年5月

取締役頭取

原口裕之



株主の皆さまへ

和歌山市本町1丁目35番地
株式会社 紀陽銀行
取締役頭取 原口裕之

第212期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当行第212期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日ご出席されない場合は、郵送またはインターネット等により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2頁から4頁に記載の方法により、2022年6月28日（火曜日）午後5時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年6月29日（水曜日）午前10時

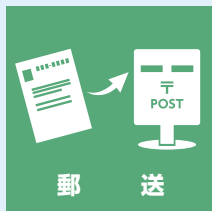
2. 場 所 和歌山市七番丁26-1
ダイワロイネットホテル和歌山 4階「グラン」
[末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。]

3. 目的事項

- 報告事項**
- 第212期 [2021年4月1日から2022年3月31日まで] 事業報告及び計算書類の内容報告の件
 - 第212期 [2021年4月1日から2022年3月31日まで] 連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件

- 決議事項**
- | | |
|-------|--------------------------------|
| 第1号議案 | 剰余金の処分の件 |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第3号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）
6名選任の件 |
| 第4号議案 | 監査等委員である取締役1名選任の件 |

株主総会に出席されない場合



行使期限

**2022年6月28日（火曜日）
午後5時到着分まで**

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記行使期限までに到着するようご返送ください。

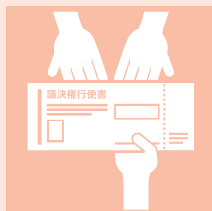


行使期限

**2022年6月28日（火曜日）
午後5時まで**

次頁の「インターネット等による議決権行使のお手続きについて」をご参照のうえ、画面の案内に沿って議案に対する賛否を上記行使期限までにご入力ください。

株主総会に出席される場合



開催日時

**2022年6月29日（水曜日）
午前10時**

同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。

【重複行使の取扱い】

- (1) 議決権行使書用紙とインターネット等により重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。
- (2) インターネット等により複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

以上

- 株主でない代理人及び同伴の方など、株主以外の方は総会にご出席いただけませんのでご注意ください。また、定款の定めにより代理人により議決権を行使される場合は、代理権を証する書面をご提出ください。
- 次の事項につきましては、法令及び当行定款第18条の規定に基づき、インターネット上の当行ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知には記載していません。したがって、本招集ご通知の添付書類は、監査報告を作成するに際し、監査等委員会及び会計監査人が監査をした対象の一部であります。
 - ① 事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」、「特定完全子会社に関する事項」、「親会社等との間の取引に関する事項」、「会計参与に関する事項」及び「その他」
 - ② 計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」
 - ③ 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」
- 株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類の記載すべき事項を修正する必要が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当行ウェブサイトに掲載いたしますのでご了承ください。



当行ウェブサイト <https://www.kiyobank.co.jp/investors/ir/meeting/>

インターネット等による議決権行使のお手続きについて

スマートフォンまたはパソコン等から議決権行使ウェブサイトへアクセスいただき、画面の案内に従って行使いただきますようお願い申し上げます。

議決権行使期限

2022年6月28日（火曜日）

午後5時まで



QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙副票（右側）の「ログイン用QRコード」を読み取りいただくことで、「ログインID」及び「仮パスワード」が入力不要でログインいただけます。

※この方法でのログインは1回に限ります。

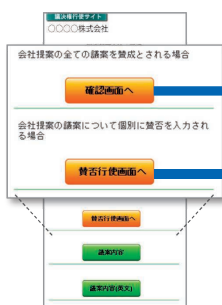
1 QRコードを読み取る

「ログイン用QRコード」は
こちら



お手持ちのスマートフォンにて、同封の議決権行使書用紙副票（右側）に記載の「ログイン用QRコード」を読み取る。

2 議決権行使方法を選択



議案賛否方法の選択画面が表示されるので、議決権行使方法を選択。

3 各議案の賛否を選択



画面の案内に従って各議案の賛否を選択。

画面の案内に従って
行使完了です。

2回目以降のログインの際は…

次頁記載のご案内に従ってログインしてください。

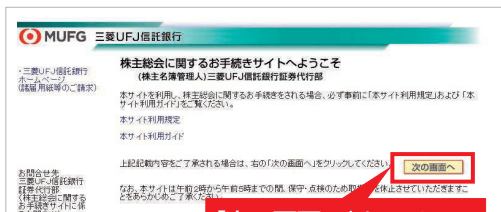
機関投資家の皆さまへ

管理信託銀行等の名義株主さま（常任代理人さまを含みます。）につきましては、株式会社東京証券取引所等により設立された株式会社「C」が運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当行株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、当該プラットフォームをご利用いただけます。



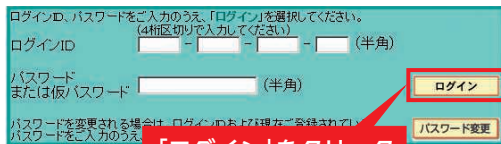
ログインID・仮パスワードを入力する方法

1 議決権行使ウェブサイトへアクセスする



「次の画面へ」をクリック

2 同封の議決権行使書用紙副票（右側）に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」を入力



「ログイン」をクリック

3 「現在のパスワード」に「仮パスワード」を入力の上、「新しいパスワード」と「新しいパスワード(確認用)」の両方に入力



「送信」をクリック

以降は画面の案内に従って
賛否をご入力ください。

議決権行使ウェブサイト

<https://evote.tr.mufig.jp/>



！ご注意事項

- インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォン等から当行の指定する議決権行使ウェブサイトへアクセスしていただくことによるのみ実施可能です。(ただし、毎日午前2時から午前5時までは取扱いを休止します。)
- 株主さま以外の第三者による不正アクセス("なりすまし")や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主さまには、議決権行使ウェブサイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。
- 株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」及び「仮パスワード」をご通知いたします。
- 議決権行使ウェブサイトへのアクセスに際して発生する費用(インターネット接続料金、パケット通信料等)は、株主さまのご負担となります。

システム等に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社
証券代行部（ヘルプデスク）

☎0120-173-027
(受付時間9:00～21:00、通話料無料)

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当行は、地域金融機関としての公共性に鑑み、長期的に安定した経営基盤の確保や財務体質強化を目的とする適切な内部留保蓄積と、株主還元強化の両立を目指すこと及び収益力・資本効率等を示す指標を経営目標として掲げ、株式価値向上に努めることを基本方針としております。

このような基本方針に基づき、第212期の業績及び将来の事業展開に備えた内部留保等を総合的に勘案し、剰余金の処分につきましては、次のとおりとさせていただきます。

期末配当に関する事項

- ① 配当財産の種類
金銭

- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当行普通株式1株につき金40円
総額 2,681,279,920円
※前期末比1株につき5円の増配となります。

- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
2022年6月30日（木曜日）

【ご参考】株主還元方針

株主還元率は、配当と自己株式の取得を合わせ、30%以上とする。

$$\text{※株主還元率} = \frac{\text{年間配当額} + \text{自己株式取得額}}{\text{親会社株主に帰属する当期純利益<連結>}}$$

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当行定款の変更をお願いいたしますと存じます。

- (1) 変更案第18条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第18条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第18条)は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
第3章 株主総会	第3章 株主総会
(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)	(削 除)
第18条 当銀行は、株主総会の招集に際し、 <u>株主総会参考書類、事業報告、計算書類、連結計算書類、会計監査報告および監査報告に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に提供したものとみなすことができる。</u>	

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	<p>(電子提供措置等)</p> <p>第18条 当銀行は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>2 当銀行は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p>
(新 設)	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(株主総会参考書類等の電子提供措置に関する経過措置)</p> <p>第2条 現行定款第18条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更案第18条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日（以下、「施行日」という。）から効力を生ずるものとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第18条はなお効力を有する。</p> <p>3 本附則第2条は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

【ご参考】

2022年9月1日に株主総会資料の電子提供制度が施行されます。

電子提供制度が施行されますと、2023年3月以降開催の株主総会からは、株主総会資料（※）は当行ウェブサイト等に掲載し、株主の皆さまには株主総会資料を当行ウェブサイト等に掲載した旨及び当該ウェブサイトのアドレス等を記載した簡易な招集ご通知を書面でお届けすることになります。お手元に届いた招集ご通知に記載されている当行ウェブサイト等にアクセスすることで、株主総会資料をご覧いただくこととなります。

2023年3月以降開催の株主総会につきまして、引き続き株主総会資料を書面で受領を希望される株主さまは、「書面交付請求」のお手続きをおとりいただくことができます。「書面交付請求」のお手続きにつきましては、口座を開設している証券会社または当行の株主名簿管理人である三菱UFJ信託銀行へお問い合わせください。

（※）株主総会資料とは、株主総会参考書類、事業報告、監査報告、計算書類、連結計算書類を指します。

第3号議案**取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件**

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下本議案について同じ。）6名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役6名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、取締役候補者の選任にあたりましては、指名諮問委員会（※）の審議を経て決定しております。

また、監査等委員会は本議案について検討した結果、当該事業年度における各候補者の業務執行状況及び業績等に鑑み、当行取締役として適任であると判断いたしました。

取締役候補者は、次のとおりであります。

（※）同委員会は、取締役等の役員人事の透明性を向上させるため、取締役会からの諮問を受けて審議を実施する任意の諮問機関であり、委員は独立社外取締役が過半数を占めるとともに、委員長を独立社外取締役としております。

候補者番号		氏名		現在の当行における地位
1	男性	まつ おか 松岡 靖之	再任	代表取締役会長
2	男性	はら ぐち 原 裕之	再任	代表取締役頭取兼頭取執行役員
3	男性	よこ やま 横山 達慶	再任	取締役常務執行役員
4	男性	まる おか 丸岡 範夫	再任	取締役上席執行役員
5	男性	みぞ ぶち 溝渕 栄	再任	取締役執行役員
6	男性	あさ もと 朝本 悦宏	新任	執行役員



生年月日

1955年10月18日
(66歳)

取締役在任期間

17年

所有する当行の株式数

38,803株

1 まつおか やすゆき 松岡 靖之

再任

● 略歴（地位及び担当並びに重要な兼職の状況）

1978年 4月 当行入行、本店営業部次長・白浜支店長等を歴任
 2002年 6月 経営企画部秘書室長
 2002年10月 改革プロジェクト推進室長兼秘書室長
 2003年 4月 経営企画本部副本部長
 2004年 4月 経営企画本部部長
 2005年 6月 取締役営業推進本部長
 2009年 6月 常務取締役本店営業部長
 2012年 6月 常務取締役
 2013年 6月 専務取締役
 2015年 6月 代表取締役頭取
 2016年 6月 代表取締役頭取兼頭取執行役員
 2021年 6月 代表取締役会長（現任）

【取締役候補者とした理由】

2005年6月に取締役に就任し、2015年6月より代表取締役頭取、2021年6月より代表取締役会長を務め、銀行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行する知識・経験を有しており、引き続き経営に貢献できる人物と判断し、取締役候補者となりました。



生年月日

1962年11月25日
(59歳)

取締役在任期間

5年

所有する当行の株式数

14,100株

2 はらぐち ひろゆき 原 裕之

再任

● 略歴（地位及び担当並びに重要な兼職の状況）

1985年 4月 当行入行、吉備支店長・住吉支店長等を歴任
 2010年 6月 事務システム部長
 2012年10月 田辺支店長
 2014年 6月 執行役員田辺支店長
 2015年 6月 執行役員営業推進本部営業統括部長
 2016年 6月 執行役員営業推進本部長兼営業統括部長兼営業企画部長
 2016年10月 執行役員営業推進本部長兼営業統括部長
 2017年 4月 執行役員
 2017年 6月 取締役上席執行役員
 2018年 4月 取締役上席執行役員管理本部長
 2019年 6月 取締役常務執行役員企画本部長
 2020年 4月 取締役常務執行役員経営企画本部長兼人事部長
 2020年10月 取締役常務執行役員経営企画本部長
 2021年 6月 代表取締役頭取兼頭取執行役員（現任）
 監査部

【取締役候補者とした理由】

2017年6月に取締役に就任し、2021年6月より代表取締役頭取を務め、銀行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行する知識・経験を有しており、引き続き経営に貢献できる人物と判断し、取締役候補者となりました。



生年月日

1963年1月21日
(59歳)

取締役在任期間

1年

所有する当行の株式数

11,222株

3 よこやま たつよし 横山 達慶

再任

● 略歴（地位及び担当並びに重要な兼職の状況）

1986年 4月 当行入行、深井支店長・営業推進本部部長代理等を歴任
 2009年 4月 和泉寺田支店連合店統括支店長
 2011年 6月 人事部副部長
 2013年 6月 人事部長
 2016年 6月 執行役員堺支店長
 2018年 4月 執行役員
 2018年 6月 執行役員退任
 2018年 6月 紀陽興産株式会社代表取締役社長
 2019年 6月 紀陽興産株式会社代表取締役社長退任
 2019年 6月 上席執行役員大阪事業部長
 2020年 7月 上席執行役員大阪事業部長兼大阪堂島営業部長
 2021年 6月 取締役常務執行役員経営企画本部長兼東京本部長
 2022年 4月 取締役常務執行役員経営企画本部長（現任）
 （現在の担当） 東京本部

[取締役候補者とした理由]

和泉寺田支店連合店統括支店長や人事部長等を歴任したほか、2018年6月より1年間紀陽興産株式会社代表取締役社長を務める。2021年6月より取締役を務め、銀行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行する知識・経験を有しており、引き続き経営に貢献できる人物と判断し、取締役候補者となりました。



生年月日

1964年9月23日
(57歳)

取締役在任期間

2年

所有する当行の株式数

11,368株

4 まる おか のり お 丸岡 範夫

再任

● 略歴（地位及び担当並びに重要な兼職の状況）

1988年 4月 当行入行、大阪中央支店長・平野支店長等を歴任
 2013年 6月 リスク統括部長
 2014年 6月 経営企画本部戦略企画部長
 2015年 6月 融資本部融資部長
 2015年10月 融資部長
 2017年 4月 執行役員融資部長
 2018年 4月 執行役員堺事業部長兼南大阪事業部長
 2020年 4月 執行役員営業推進本部長
 2020年 6月 取締役上席執行役員営業推進本部長（現任）
 2021年 3月 紀陽キャピタルマネジメント株式会社代表取締役社長（現任）
 （重要な兼職の状況）
 紀陽キャピタルマネジメント株式会社代表取締役社長

[取締役候補者とした理由]

平野支店長や融資部長等を歴任したほか、2020年6月より取締役を務め、銀行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行する知識・経験を有しており、引き続き経営に貢献できる人物と判断し、取締役候補者となりました。



生年月日

1964年12月21日
(57歳)

取締役在任期間

2年

所有する当行の株式数

8,433株

5 溝 渚 みぞ ぶち さかえ 栄

再任

● 略歴（地位及び担当並びに重要な兼職の状況）

- 1988年 4月 当行入行、本店営業部課長・八尾南支店長等を歴任
- 2010年 10月 営業推進本部営業統括部副部長
- 2011年 6月 融資本部融資部副部長
- 2013年 6月 平野支店長
- 2015年 4月 営業推進本部地域振興部長
- 2016年 6月 東和歌山支店長
- 2016年 10月 東和歌山支店連合店統括支店長
- 2018年 4月 東和歌山支店連合店統括支店長兼和歌山東法人営業部長
- 2019年 4月 執行役員融資部長
- 2019年 6月 執行役員融資本部長兼融資部長
- 2019年 6月 阪和信用保証株式会社代表取締役社長
- 2020年 6月 取締役執行役員融資本部長兼融資部長
- 2020年 10月 取締役執行役員融資本部長
- 2022年 4月 阪和信用保証株式会社代表取締役社長退任
- 2022年 4月 取締役執行役員管理本部長（現任）
融資本部、事務システム本部

[取締役候補者とした理由]

営業推進本部地域振興部長や東和歌山支店長等を歴任したほか、2019年6月より約3年間阪和信用保証株式会社代表取締役社長を務める。2020年6月より取締役を務め、銀行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行する知識・経験を有しており、引き続き経営に貢献できる人物と判断し、取締役候補者としました。



生年月日

1966年11月18日
(55歳)

取締役在任期間

—

所有する当行の株式数

8,623株

6 朝 本 悦 宏 あさもと えつひろ

新任

● 略歴（地位及び担当並びに重要な兼職の状況）

- 1989年 4月 当行入行、粉河支店長、中もず支店長等を歴任
- 2011年 4月 泉ヶ丘支店連合店統括支店長
- 2013年 6月 住吉支店長
- 2015年 6月 御坊支店連合店統括支店長
- 2017年 4月 田辺支店長
- 2018年 7月 田辺支店連合店統括支店長兼田辺法人営業部長
- 2019年 4月 執行役員営業戦略部長
- 2020年 4月 執行役員営業統括部長
- 2022年 4月 執行役員融資本部長兼東京本部長（現任）

[取締役候補者とした理由]

住吉支店長や田辺支店長等を歴任したほか、2019年より執行役員を務め、銀行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行する知識・経験を有しており、経営に貢献できる人物と判断し、取締役候補者としました。

- (注) 1. 各候補者と当行との間には、特別の利害関係はありません。
2. 取締役在任期間は、本定時株主総会最終時で記載しております。
3. 当行は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の36頁に記載のとおりであります。本議案が承認可決された場合には、各候補者を被保険者として当該保険契約を更新する予定であります。

第4号議案

監査等委員である取締役1名選任の件

本総会終結の時をもって監査等委員である取締役の水野八朗氏が辞任いたしますので、監査等委員である取締役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、監査等委員である取締役候補者の選任にあたりましては、指名諮問委員会の審議を経て決定しております。

また、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。



生年月日

1950年4月12日
(72歳)

社外取締役在任期間

—

監査等委員である取締役
在任期間

—

所有する当行の株式数

—

わたり しんじ
巨 信 二 男性 新任 社外 独立役員

● 略歴（地位及び担当並びに重要な兼職の状況）

- 1975年4月 南海電気鉄道株式会社入社
- 2005年6月 同社取締役
- 2007年6月 同社代表取締役 取締役社長兼COO
- 2015年6月 同社相談役
- 2015年6月 南海辰村建設株式会社代表取締役 取締役会長
- 2019年6月 南海電気鉄道株式会社特別顧問（現任）
- 2021年6月 南海辰村建設株式会社特別顧問（現任）

（重要な兼職の状況）

- 南海電気鉄道株式会社特別顧問
- 南海辰村建設株式会社特別顧問

【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割等】

南海電気鉄道株式会社代表取締役社長を8年、南海辰村建設株式会社代表取締役会長を6年務め、企業経営者として豊富な経験と幅広い見識を有しており、経営から独立した立場で取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化をするうえで、十分な経験と見識を有していることから、社外取締役（監査等委員）候補者としてしました。選任後は企業経営者としての知見を活かし、経営全般の監督機能の強化のため尽力いただくことを期待します。上記の理由から社外取締役（監査等委員）としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。

【独立性に関する補足説明】

巨信二氏とは取引がありません。
巨信二氏が特別顧問を務めている、南海電気鉄道株式会社及び南海辰村建設株式会社との一般的な預貸金取引を含めた取引関係等につきましては、両社ともに直近事業年度における連結売上高及び当行連結業務粗利益に占める割合は1%未満であります。
また、両社とも当行の株式を保有しておりますが、直近事業年度末における当行の総議決権に占める割合は2%未満であります。
当行の「社外取締役の独立性に関する判断基準」を充足しており、独立性に問題はございません。

- (注)
1. 巨信二氏と当行との間には、特別の利害関係はありません。
 2. 巨信二氏は、社外取締役候補者であります。
 3. 当行は、社外取締役の独立性を確保するため、東京証券取引所が定める基準に加え、当行独自に社外取締役の独立性基準（17頁）を定めております。巨信二氏は、いずれの基準も満たしており、本議案が承認可決された場合、東京証券取引所の定めに基づく独立役員と指定し、同取引所に届け出る予定であります。
 4. 当行は、社外取締役との間で会社法第427条第1項の規定に基づく責任限定契約を締結しております。本議案が承認可決された場合、当行は、巨信二氏との責任限定契約を締結する予定であります。
なお、その契約内容の概要は次のとおりであります。
 - ・社外取締役として任務を怠ったことにより当行に損害を与えた場合において、その職務を行うにつき、善意でかつ重大な過失がないときには、会社法第425条第1項に定義された最低責任限度額を限度としてその責任を負う。
 5. 当行は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の36頁に記載のとおりであります。本議案が承認可決された場合には、巨信二氏を被保険者として当該保険契約を締結する予定であります。

【ご参考】本総会終結後の取締役の専門性と経験及び期待する役割（予定）

■社内取締役が有する専門性と経験

氏名	地位	スキル区分							
		経営戦略	中小企業 (営業)	経営改善・ 事業再生	システム・ DX	人材開発	リスク 管理・監査	市場運用	地方創生
松岡 靖之	代表取締役会長	◎	◎	◎		◎	◎	◎	◎
原口 裕之	代表取締役頭取 兼頭取執行役員	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
横山 達慶	取締役常務執行役員	◎	◎		◎	◎		◎	
丸岡 範夫	取締役常務執行役員	◎	◎	◎			◎		◎
溝淵 栄	取締役上席執行役員		◎	◎	◎		◎		◎
朝本 悦宏	取締役上席執行役員		◎	◎				◎	
西川 隆示	取締役（監査等委員） (常勤)		◎	◎			◎		◎
倉橋 啓之	取締役（監査等委員） (常勤)		◎				◎		

(注) 1. 社内取締役のスキルにつきましては、当該取締役が有するすべての知見・経験・見識を表すものではありません。
2. 社内取締役が有する経験につきましては、当該取締役の所管部店室長職以上の経験を参考にしております。

■社外取締役に特に期待する役割

氏名	地位	スキル区分			
		企業経営・ ガバナンス	法務	財務会計・ 金融経済	地方創生
西田 恵	取締役（監査等委員）	◎	◎		
堀 智子	取締役（監査等委員）	◎		◎	
足立 基浩	取締役（監査等委員）			◎	◎
亘 信二	取締役（監査等委員）	◎			◎

【ご参考】

＜社外取締役の独立性に関する判断基準＞

当行における社外取締役候補者は、現在及び原則として過去3年において、次のいずれの要件にも該当しない者であることを必要とする。

- (1) 当行を主要な取引先（※1）とする者、またはその者が法人等である場合にはその業務執行者。
- (2) 当行の主要な取引先（※2）、またはその者が法人等である場合にはその業務執行者。
- (3) 当行から役員報酬以外に過去3年平均で年間1,000万円以上の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家等。
- (4) 当行を主要な取引先（※1）とするコンサルティング会社、会計事務所、法律事務所の社員等。
- (5) 当行から過去3年平均で年間1,000万円以上の寄付等を受ける者、またはその者が法人等である場合にはその業務執行者。
- (6) 当行の主要株主（※3）、またはその者が法人等である場合にはその業務執行者。
- (7) 次に掲げる者（重要（※4）でない者を除く。）の近親者（※5）。
 - A) 上記（1）～（6）に該当する者。
 - B) 当行またはその子会社の取締役、監査役、執行役員等及び重要な使用人等。

※1 当行から当該取引先の直近事業年度の連結売上高の2%以上の支払いを受けた先。

※2 当行に対して当行の直近事業年度の連結業務粗利益の2%以上の支払いを行った先。

※3 議決権所有割合10%以上の株主。

※4 会社の役員・部長クラスの者や会計事務所や法律事務所等に所属する者については公認会計士や弁護士。

※5 二親等以内の親族。

以 上

事業報告 第212期(2021年4月1日から2022年3月31日まで)

1. 当行の現況に関する事項

(1) 企業集団の事業の経過及び成果等

当行グループは、銀行業務を中心に、事務代行業務、職業紹介業務、信用保証業務、リース業務、ベンチャーキャピタル業務、投資業務、クレジットカード業務、プログラム作成・販売、計算受託業務等金融サービスにかかる事業を行っております。これらグループ企業の総力を結集することで、お客さまのさまざまなニーズにお応えできる質の高い金融サービスを提供することにより、地域の発展に貢献するとともに、経営基盤の強化に努めております。

【国内経済】

当期のわが国の経済は、新型コロナウイルス感染症の影響により依然として厳しい状況にあるなか、一部に弱さがみられるものの、緩やかに持ち直し基調となりました。

企業部門は、輸出などにおいて供給制約の影響を受け一時的に減速するも増加基調となり、設備投資でも緩やかに持ち直しました。また、個人消費は、新型コロナウイルス感染再拡大によるサービス消費の下振れなどを背景に足下では持ち直しが一服しました。

金融面では、金融正常化観測等により年度後半は金利上昇となり、為替市場では円安が進行し、一時1ドル125円をつける局面もみられました。

【地域経済】

和歌山県経済における生産活動は、部品不足などの影響により一部で弱さがみられるものの、全体的に持ち直しの動きとなりました。個人消費は、新型コロナウイルス感染再拡大の影響を受けながらも緩やかな持ち直し基調となり、雇用情勢でも緩やかに持ち直しました。また、世界最大のホテルチェーン、米マリOTT・インターナショナルが進める「Trip Base道の駅プロジェクト」として串本町とすさみ町で相次いでホテルが開業し、更に串本町では国内初となる民間小型ロケット発射場が完成するなど、新型コロナウイルス感染症終息後の観光客誘致に向け、新たな宿泊施設や観光資源となる施設の準備が着々と整いつつあります。



小型ロケットの飛行イメージ

大阪府経済は、新型コロナウイルス感染症の影響により厳しい状況にあるものの、持ち直しの動きがみられました。企業部門は、輸出が主要国全ての地域向けで増加基調となりました。個人消費は、巣ごもり需要の一巡などにより一部で弱さがみられるものの、持ち直しの動きが続きました。また、関西国際空港での新型コロナウイルス感染症の影響に伴う各国の入国制限が影響し、外国人旅客数が大幅に減少するなど、依然としてインバウンド需要は低迷しております。



海遊館

【当行グループの業況】

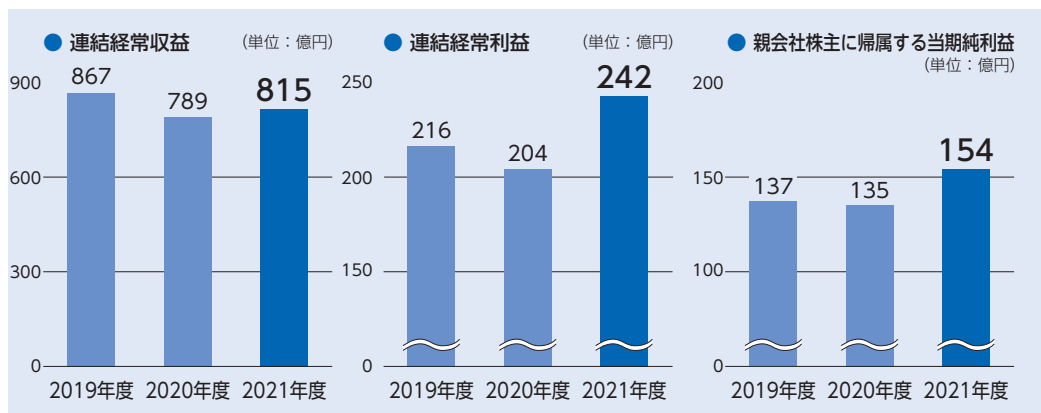
このような状況下、当行グループは、目指す銀行像「銀行をこえる銀行へ（お客さまの期待や地域の壁をこえ、銀行という枠をこえることを目指します。）」の基本方針のもと、お客さまの利便性向上に努めるとともに、より充実した金融商品、金融サービスの提供に注力し、業績の向上と経営体質の強化に取り組んでまいりました。

<決算概要>

当期の連結経常収益は、貸出金利息や役務取引等収益が増加したことなどにより、前期比26億87百万円増加し815億96百万円となりました。

また、連結経常利益は、経費削減への継続的な取組みなどによる営業経費の削減や株式等売却損の減少などにより、前期比38億66百万円増加し242億81百万円となりました。

以上の結果などにより、親会社株主に帰属する当期純利益は、前期比18億69百万円増加し154億60百万円となりました。



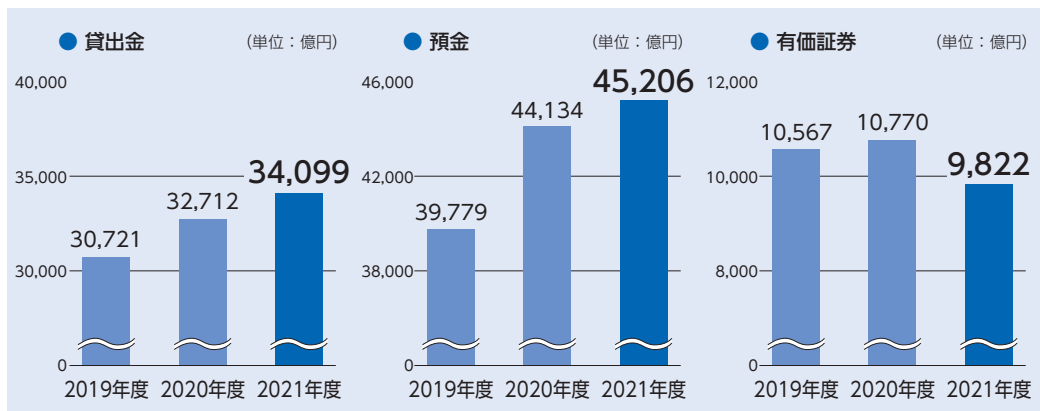
<主要勘定の状況>

当期末の主要勘定（連結）の状況は、貸出金が中小企業向け貸出の増加などにより、期中1,387億円増加し3兆4,099億円となりました。

預金は、期中1,072億円増加し4兆5,206億円となりました。

有価証券は、期中948億円減少し9,822億円となりました。

また、連結自己資本比率（国内基準）は10.82%（速報値）となりました。



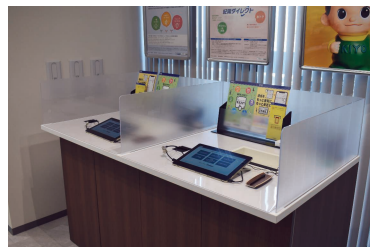
<店舗ネットワークの再編>

当期におきましては、昨年7月に、当行の本店所在地でありマザーマーケットである和歌山市内の事業性にかかる各お取引を一元的に担う部署として、「和歌山営業本部」を開設いたしました。当本部では、和歌山におけるビジネスの創造支援と地域経済の持続的な成長に貢献することを目指す姿とし、各本部との緊密連携により、多角的かつ深度あるコンサルティング機能を有するこれまでにない新たな金融サービス体制を構築し、お客さまの本業に関するあらゆるニーズに向き合うことで経営課題解決に資する活動を展開しております。

また、昨年8月には串本支店が新築移転オープンしました。新店舗は、串本町役場新庁舎1階に位置し、串本町役場とワンストップで、地域住民の皆さまに、より便利なサービスをご提供しております。



串本支店新築移転オープン



窓口業務受付システム「セルフまのて」

その他昨年9月には、競争力を拡大する新たな営業体制を構築するため、13店舗（和歌山県内11店舗、大阪府内2店舗）をブランчинブランチ方式（※）で移転統合いたしました。また、10月には10店舗（和歌山県内6店舗、大阪府内4店舗）をブランчинブランチ方式で移転統合のうえ、店舗跡地に新たな店舗形態となる「紀陽コミュニティプラザ」を開設いたしました。「紀陽コミュニティプラザ」は、預金業務、為替業務、諸届等の業務のみをお取扱いする新しい店舗であり、預かり資産業務及び融資業務につきましては、移転統合先の店舗にてお取扱いしております。

当行は、店舗ネットワークの再編により、お客さまの利便性を維持しながら店舗運営の更なる効率化を図るとともに、店舗の集約により創出された経営資源を再配置することで、これまで以上に質の高い金融サービスを提供してまいります。

（※）ブランчинブランチとは、1つの拠点内で複数の支店を併設して営業する店舗形態です。

<新型コロナウイルス感染拡大への対応>

新型コロナウイルス感染拡大による影響を踏まえたお取引先さまへの支援といたしまして、営業店・本部・グループ会社が一体となって事業継続に向けた資金繰り支援や経営改善・事業再生に向けた本業支援を実施いたしました。具体的には、「新型コロナウイルス感染症対応特別融資」のお取扱いや、事業者さま及び住宅ローンをご利用中のお客さま向け「特別相談窓口」並びに「休日特別相談窓口」の設置のほか、ウィズコロナ・アフターコロナ対応といたしまして、融資部内に設置いたしました「新型コロナ対策担当」が営業店と連携しながらお取引先さまをサポートするとともに、政府系金融機関等との連携により、地域における中小企業の事業の継続・発展を支援いたしました。

昨年4月には、ウィズコロナ時代の経済社会変化への対応に向け、事業再構築等にチャレンジされるお取引先さまを支援するため、「事業再構築補助金制度」の活用にかかる支援体制を構築し、お取引先さまの公的企業支援制度の活用をサポートすることで、地域経済の回復・活性化を図りました。

<紀陽銀行 SDGs宣言及び重点取組項目に基づく取組みについて>

当行は、「地域社会の繁栄に貢献し、地域とともに歩む」という経営理念のもと、2019年3月に「紀陽銀行 SDGs宣言」を表明し、重点取組項目である「地域社会とのパートナーシップ」、「地域経済の持続的な成長への貢献」、「多様な人材の活躍推進」に基づく取組みを推進しております。



SDGsとは

「Sustainable Development Goals」の略。誰一人取り残さない、あらゆる人が幸せに暮らし続けられる持続可能な社会の実現に向け、国連加盟国193ヵ国が2030年までに達成するために掲げた共通の目標。社会・経済・環境の課題を網羅しており、17のゴール（目標）と169のターゲットで構成される。

・「地域社会とのパートナーシップ」に基づく取組み

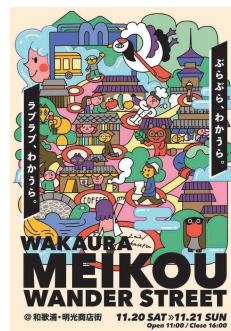
「地域社会とのパートナーシップ」に基づく具体的な取組みといたしましては、「紀陽CSR私募債」、「紀陽健康経営応援私募債」、「紀陽SDGs私募債」に加え、昨年10月より新たに「紀陽SDGs取組応援ローン」のお取扱いを開始し、お取引先さまのSDGs達成に向けた取組みを応援しております。

昨年6月には、当行ATM拠点であるNAMBA SQUARE（南海なんば駅2階中央改札口外）を「地域との価値共創拠点」としてリニューアルし、地域商社「株式会社ロカリスト」（2021年1月に当行に出資、地方創生に関する包括連携協定を締結）が和歌山県の特産品の販売・プロモーションを行う店舗「The Localist」をオープンさせました。本拠点を通じて、地域内外のお客さまに地元和歌山の魅力を知っていただくきっかけを提供するとともに、多くの地元事業者とコラボレーションし、消費者とつながり、新たな価値を創造していく活動を支援しております。



「The Localist」

また、昨年11月には、和歌山市が主催する和歌浦地区の地域活性化を目指すイベント「WAKAURA MEIKOU WANDER STREET」に協力するため、旧和歌浦支店のスペースを提供いたしました。本イベントには、株式会社ロカリストが参加し、和歌山県への移住者とのコラボレーションによる商品の販売・クラフト体験などの提供を行いました。



和歌山市の地域活性化イベント

・「地域経済の持続的な成長への貢献」に基づく取組み

「地域経済の持続的な成長への貢献」に基づく具体的な取組みといたしましては、地元企業のSDGsへの取組み支援に向け、昨年10月にSDGsコンサルティングのお取扱いを開始いたしました。昨今では、SDGs達成に向けた取組みは、企業規模を問わず社会的要請事項となりつつあります。SDGsに取り組むことは、企業イメージの向上、事業拡大やイノベーション等のビジネスチャンスの拡大、人材確保など、持続的な成長と企業価値の向上につながるものであり、当行は地域金融機関として、地元企業のSDGs達成に向けた取組みを支援しております。

同月には、営業支援部コンサルティング営業室内に「BCPサポートデスク」を設置いたしました。激甚化する自然災害や今後30年以内に70～80%の確率で発生するとされている南海トラフ巨大地震による甚大な被害が想定されるなか、お取引先さまがこれらの脅威に対応して事業継続に取り組む必要性が高まってきております。そのようななか、地域や産業を守ることが使命である当行は、BCP策定をはじめとするレジリエンス（災害等の脅威に対し強く対応し復旧できる回復力）向上に向けた各種支援を行うため、本デスクを設置いたしました。

また、昨年7月には、和歌山市と「和歌山市の遊休地に係る包括連携協定」を締結いたしました。本協定締結により、和歌山市企業局が保有する遊休地情報の広報や域内事業者に向けて周知・案内を行うとともに、遊休地の有効活用に関する調査、提案、助言等により、域内事業者の事業拡大や雇用創出、産業振興による地域活性化を図ってまいります。

更に、昨年8月に「高野山観光ビッグデータ活用検討研究会」を設置し、当行及び高野町、和歌山大学、南海電気鉄道株式会社、西日本電信電話株式会社等が連携のうえ、新たな観光モデルの構築に役立てるよう、本年2月まで高野山の観光客に関するデータの分析を行いました。今後も、日本を代表する宗教都市である高野山の地域活性化に資する活動を行ってまいります。

ITの活用による金融インフラの構築にも積極的に取り組んでおり、スマートフォンで口座開設や残高・入出金明細照会、税金や公共料金のお支払い等ができる公式アプリ「キヨスマ！」のご利用者数は本年3月末現在で21万名さまを超えました。また、昨年8月より、住宅ローン取引において、「電子契約サービス」を導入し、書面による金銭消費貸借契約証書等への自筆・捺印に代わり、PDF化した契約書に電子署名を行うことが可能となりました。本サービスの取引範囲等は順次拡大していく予定です。



「和歌山市の遊休地に係る包括連携協定」締結



高野山観光ビッグデータ活用検討研究会

- ・「多様な人材の活躍推進」に基づく取組み

「多様な人材の活躍推進」に基づく具体的な取組みといたしましては、昨年4月に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づき、2021年4月から2024年3月までを計画期間とする第3次行動計画を策定・公表いたしました。

また、昨年5月には取締役会において女性活躍推進についての協議を行うとともに、10月には、当行女性管理職行員を対象とした「女性向けキャリアデザインフォーラム」を開催し、女性管理職層のキャリア意識向上と、当行の女性活躍の自分ごと化を図るなど、女性行員のキャリアアップにつながる環境整備を行っております。



女性向けキャリアデザインフォーラム

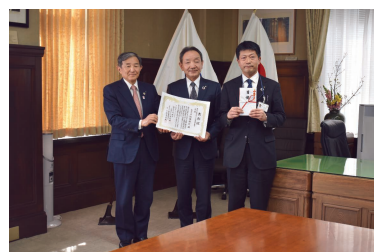
- ・その他のSDGs達成に向けた取組み

社会貢献活動といたしまして、和歌山県が展開する「企業の森」事業への参画や、各営業店による地域の清掃活動等の環境保全活動に加え、高校生向けの金銭基礎教育プログラム「MoneyConnection®」の提供や、全国高校生金融経済クイズ選手権「エコノミクス甲子園」の和歌山大会開催（2021年度は新型コロナウイルス感染拡大の影響によりインターネット開催）するなど、地域の金融教育に注力しております。

また、本年2月には、スポーツ大会への協賛や行員ボランティアの派遣、当行の女子バスケットボール部「紀陽銀行ハートビーツ」の活動等、長年にわたり継続して地域スポーツの活性化に取り組んでいることが評価され、第3回関西スポーツ応援企業表彰「大賞」を受賞するなど、スポーツを通して地域の皆さまに元気を発信することで、地域社会に貢献しております。



「企業の森」事業活動



第3回関西スポーツ応援企業表彰「大賞」を受賞

<TCFD（気候関連財務情報開示タスクフォース）提言への賛同表明について>

当行は、2019年3月に「紀陽銀行SDGs宣言」を表明し、地域金融機関として自然環境に配慮した商品・サービスの導入、自然環境保護活動等を通じて、持続可能な地域社会の実現に取り組んでまいりました。



近年、世界中で異常気象や自然災害による被害が甚大化しており、当行営業エリアにおきましては、南海トラフ地震による津波や浸水被害が懸念されているように、気候変動は地域経済に大きな影響を及ぼす可能性を含んでおります。

こうした状況を踏まえ、当行は2021年11月にTCFD提言に賛同し、気候変動がお客さまや当行に与える影響を把握するとともに、リスクや機会に関する積極的な情報開示に取り組んでまいります。

TCFDとは

「Task Force on Climate-related Financial Disclosures」の略。G20財務大臣・中央銀行総裁会議の要請を受け、金融安定理事会（FSB）により、気候関連の情報開示及び金融機関の対応をどのように行うかを検討するため、2015年12月に設立されたタスクフォース。

TCFD提言では、2017年6月に最終報告書（提言）を公表している。

本提言は、各企業が気候変動関連のリスクと機会を評価し、経営戦略及びリスク管理へ反映するとともに、財務上の影響を把握・開示することを推奨している。

当行は、こうした活動の継続及び新たな活動の展開により、今後も地域社会とともに持続的に成長していくことに努めてまいります。

【対処すべき課題】

当行グループでは、2021年4月から2024年3月までの3年間の計画期間とした「第6次中期経営計画」に取り組んでおります。

本計画では、「地域における圧倒的な存在感の発揮とグループ機能の最大化」を基本方針と定め、「中小企業向け貸出を起点としたビジネスモデルの追求」を主要テーマとして掲げるとともに、以下の主要戦略への取組みを通じて「どんな課題にも本気で向き合い、お客さまの期待をこえる銀行」となることをお客さまに対するコミットメントといたしております。

主要戦略① 中小企業分野への経営資源の集中投下

当行グループが最も力を発揮できる領域である「中小企業取引」に経営資源を集中的に投下することにより、さまざまな資金ニーズやお客さまの経営課題等に素早かつ確にお応えできる営業活動を実現してまいります。

また、競争力を拡大する新たな営業体制の構築や持続可能な地域金融インフラの構築を進めることにより、地域における当行の存在感の向上を図るとともに、新型コロナウイルス感染拡大により影響を受けているお客さまに対するサポート体制を強化してまいります。

主要戦略② グループ機能を活用した新たな収益機会の創出

当行グループ会社が持つ機能をお客さまに最大限に活用いただく体制を整備・強化し、グループ会社が一体となってサービス向上を図ることにより、グループ収益力を強化してまいります。

また、各グループ会社の組織体制、人員体制を強化することにより、グループガバナンスを強化してまいります。

主要戦略③ 戦略を実現するための人材育成と人事制度改革

経営戦略、人事戦略、グループ戦略を融合することにより、第6次中期経営計画の早期達成と、次期中期経営計画に向けた人事制度改革及び人材資源の適正化を図ってまいります。

当行グループは、上記に掲げる「第6次中期経営計画」の遂行により、本業の強化を通じた「持続可能なビジネスモデル」の確立と、健全な経営基盤の確保に努めてまいります。

また、当行グループの存立基盤は地域社会であります。「良識ある企業市民」として、社会的責任と公共的使命を十分に認識し、健全な事業活動及び社会貢献活動を通じて、地域社会からの揺るぎない信頼の確保に引き続き努めてまいります。

(2) 企業集団及び当行の財産及び損益の状況

イ. 企業集団の財産及び損益の状況

(単位：百万円)

	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
経常収益	74,364	86,759	78,909	81,596
経常利益	18,158	21,686	20,415	24,281
親会社株主に帰属する当期純利益	11,620	13,719	13,591	15,460
包括利益	9,395	△10,770	29,659	1,681
純資産額	233,968	220,256	245,699	242,850
総資産	4,585,341	4,728,166	5,664,467	5,880,722

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

ロ. 当行の財産及び損益の状況

(単位：百万円)

	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
預金	3,927,743	3,987,606	4,423,216	4,532,030
定期性預金	1,583,935	1,512,599	1,482,631	1,432,784
その他	2,343,808	2,475,007	2,940,585	3,099,246
社債	—	—	—	—
貸出金	2,968,025	3,084,322	3,283,511	3,424,018
個人向け	845,639	878,190	931,988	981,891
中小企業向け	1,293,230	1,368,746	1,520,052	1,599,997
その他	829,156	837,386	831,471	842,130
商品有価証券	36	45	54	46
有価証券	971,031	1,060,537	1,081,759	986,967
国債	229,061	197,342	177,931	173,845
地方債	178,456	199,825	203,915	193,872
その他	563,513	663,368	699,912	619,249
総資産	4,574,154	4,723,572	5,649,472	5,868,159
内国為替取扱高	31,258,854	32,251,768	33,058,573	33,814,934
外国為替取扱高	百万ドル 1,828	百万ドル 1,733	百万ドル 1,325	百万ドル 1,393
経常利益	16,945	20,349	19,175	22,344
当期純利益	10,902	12,898	12,822	14,214
1株当たり当期純利益	円 銭 158 28	円 銭 189 65	円 銭 189 61	円 銭 211 83

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

(3) 企業集団及び当行の使用人の状況

イ. 企業集団の使用人の状況

	当 年 度 末	
	銀 行 業	そ の 他
使 用 人 数	2,062人	329人

(注) 使用人数は、就業者数で記載しており、当年度末において執行役員10人、嘱託及び臨時雇員988人並びに出向者64人を含んでおりません。

ロ. 当行の使用人の状況

	当 年 度 末
使 用 人 数	2,062人
平 均 年 齢	38年07月
平 均 勤 続 年 数	15年05月
平 均 給 与 月 額	318千円

(注) 1. 使用人数は、就業者数で記載しており、当年度末において執行役員8人、嘱託及び臨時雇員973人並びに出向者111人を含んでおりません。
 2. 平均年齢、平均勤続年数、平均給与月額は、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。
 3. 平均給与月額は、賞与を除く3月中の平均給与月額であります。

(4) 企業集団の主要な営業所等の状況

イ. 銀行業

① 営業所数

	当 年 度 末	
和 歌 山 県	68 ^店	(うち出張所 7)
大 阪 府	41	(-)
奈 良 県	2	(-)
東 京 都	1	(-)
合 計	112	(7)

(注) 1. 和歌山県の営業所数の中には、インターネット支店1か店を含んでおります。
 2. 上記のほか、当年度末において店舗外現金自動設備を137か所、そのほかに、株式会社ローソン銀行との提携により13,501か所、株式会社セブン銀行との提携により24,681か所、株式会社イオン銀行との提携により5,620か所、株式会社ステーションネットワーク関西との提携により106か所、株式会社インターネットとの提携により12,100か所の店舗外現金自動設備をそれぞれ設置しております。

② 当年度新設営業所

該当事項はありません。

(注) 1. 当年度において、1店舗を移転し、23店舗を移転統合いたしました。

2. 当年度において、店舗外現金自動設備を13か所新設し、1か所を移転し、28か所を廃止いたしました。

③ 銀行代理業者の一覧

該当事項はありません。

④ 銀行が営む銀行代理業等の一覧

該当事項はありません。

□. その他

銀行業以外のその他の事業につきましては、次頁の「(6) 重要な親会社及び子会社等の状況」をご参照ください。

(5) 企業集団の設備投資の状況

イ. 設備投資の総額

(単位：百万円)

事業セグメント	金額
銀行業	1,397
その他	56
合計	1,454

□. 重要な設備の新設等

(単位：百万円)

事業セグメント	内容	金額
銀行業	事務機器	186

(6) 重要な親会社及び子会社等の状況

イ. 親会社の状況

該当事項はありません。

ロ. 子会社等の状況

会社名	所在地	主要業務内容	資本金	当行が有する子会社等の議決権比率	その他
紀陽ビジネスサービス株式会社	和歌山市中之島 2249番地	事務代行業務	10百万円	100%	－
紀陽パートナーズ株式会社	和歌山市中之島 2249番地	職業紹介業務	50百万円	100%	－
阪和信用保証株式会社	和歌山市中之島 2240番地	信用保証業務	480百万円	100%	－
紀陽リース・キャピタル株式会社	和歌山市中之島 2249番地	リース業務 ベンチャーキャピタル 業務	150百万円	50%	－
紀陽キャピタルマネジメント株式会社	和歌山市中之島 2249番地	投資業務	50百万円	50%	－
株式会社紀陽カード	和歌山市本町 四丁目45番地	クレジットカード業務	60百万円	100%	－
株式会社紀陽カードディーシー	和歌山市本町 四丁目45番地	クレジットカード業務	90百万円	100%	－
紀陽情報システム株式会社	和歌山市中之島 2240番地	プログラム作成・販売 計算受託業務	80百万円	80%	－

- (注) 1. 紀陽リース・キャピタル株式会社と紀陽キャピタルマネジメント株式会社は、銀行法施行規則第14条の12第1号に規定する子法人等であります。
2. 当行の連結対象子会社は8社であります。
当期の連結経常収益は81,596百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は15,460百万円であります。

重要な業務提携の概況

1. 地方銀行62行の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービス（略称ACS）を行っております。
2. 地方銀行62行と都市銀行、信託銀行、第二地方銀行協会加盟行、信用金庫、信用組合、系統農協・信漁連（農林中金、信連を含む。）、労働金庫との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービス（略称MICS）を行っております。
3. 地銀ネットワークサービス株式会社（地方銀行62行の共同出資会社、略称CNS）において、データ伝送の方法により取引先企業との間の総合振込・口座振替・入出金取引明細等各種データの授受のサービス等を行っております。
4. 株式会社ゆうちょ銀行との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し及び預入れ等のサービスを行っております。
5. 株式会社ローソン銀行、株式会社イーネット、株式会社セブン銀行との提携により、コンビニエンスストア等の店舗内に設置した共同設置現金自動設備による現金自動引出し及び預入れ等のサービスを行っております。
6. 株式会社イオン銀行との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービスを行っております。
7. 株式会社ステーションネットワーク関西との提携により、駅構内等に設置した現金自動設備、通称「Patsat」による現金自動引出し等のサービスを行っております。

(7) 事業譲渡等の状況

該当事項はありません。

(8) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社役員（取締役）に関する事項

(1) 会社役員状況

(年度末現在)

氏名	地位及び担当	重要な兼職
松岡靖之	(代表取締役) 取締役会長	
原口裕之	(代表取締役) 取締役頭取兼頭取執行役員 監査部担当	
崎山和彦	取締役常務執行役員 管理本部長、事務システム本部担当	
横山達慶	取締役常務執行役員 経営企画本部長兼東京本部長	
丸岡範夫	取締役上席執行役員 営業推進本部長	紀陽キャピタルマネジメント株式会社 代表取締役社長
溝淵栄	取締役執行役員 融資本部長	阪和信用保証株式会社 代表取締役社長
西川隆示	取締役（監査等委員）（常勤）	
倉橋啓之	取締役（監査等委員）（常勤）	
水野八朗	取締役（監査等委員）（社外取締役）	弁護士水野法律事務所 代表
西田恵	取締役（監査等委員）（社外取締役）	弁護士法人淀屋橋・山上合同 パートナー弁護士 イオン九州株式会社 監査役（社外監査役）
堀智子	取締役（監査等委員）（社外取締役）	堀公認会計士事務所 代表
足立基浩	取締役（監査等委員）（社外取締役）	国立大学法人和歌山大学 副学長

- (注) 1. 取締役（監査等委員）（社外取締役）水野八朗氏、西田恵氏、堀智子氏、足立基浩氏につきましては、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
2. 取締役（監査等委員）（社外取締役）堀智子氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 取締役（監査等委員）西川隆示氏及び倉橋啓之氏は、常勤の監査等委員であります。常勤の監査等委員を選定している理由は、執行部門の重要な会議に出席する他、重要な各種情報収集や報告の受領等を継続的かつ実務的に行うためであります。

4. 2022年4月1日付で次のとおり取締役の担当及び重要な兼職の変更を行いました。

氏 名	地位及び担当	重 要 な 兼 職
崎 山 和 彦	取締役常務執行役員	阪和信用保証株式会社 代表取締役社長
横 山 達 慶	取締役常務執行役員 経営企画本部長 東京本部担当	
溝 淵 栄	取締役執行役員 管理本部長 融資本部、事務システム本部担当	

【ご参考】当行は執行役員制度を導入しております。取締役を兼務しない各執行役員の氏名、地位及び担当は次のとおりであります。

(年度末現在)

氏 名	地位及び担当
明 樂 泰 彦	専務執行役員 和歌山事業部長
安 行 一 浩	常務執行役員 和歌山営業本部長兼本店営業部長
楠 本 真 也	上席執行役員 堺事業部長兼南大阪事業部長
山 本 啓 之	上席執行役員 大阪事業部長兼大阪堂島営業部長
朝 本 悦 宏	執行役員 営業統括部長
向 井 守 寿	執行役員 事務システム本部長
山 東 弘 之	執行役員 経営企画部長兼関連事業室長
中 田 好 信	執行役員 堺支店長

2022年4月1日付で次のとおり取締役を兼務しない執行役員の担当の変更を行いました。

氏 名	地位及び担当
朝 本 悦 宏	執行役員 融資本部長兼東京本部長

2022年4月1日付で次のとおり取締役を兼務しない執行役員に就任いたしました。

氏 名	地位及び担当
徳 丸 武 史	執行役員 融資部長

(2) 会社役員に対する報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当行は、取締役の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針を定めております。その内容は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬につきましては、株主総会で定められた報酬年額限度額の範囲内で、報酬諮問委員会（※）の提言を受け、監査等委員会からの意見を踏まえ、取締役会の決議により決定しております。なお、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容決定にあたりましては、報酬諮問委員会や監査等委員会において、決定方針との整合性を含め総合的な検討を経ていることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。監査等委員である取締役の報酬につきましては、株主総会で定められた報酬年額限度額の範囲内で、監査等委員である取締役の協議により決定しております。

（※）同委員会は、役員等の報酬決定に際し、プロセス及び取締役会機能の透明性を向上させるため、取締役会からの諮問を受けて審議を実施する任意の諮問機関であり、委員は独立社外取締役が過半数を占めるとともに、委員長を独立社外取締役としております。

2021年6月29日開催の第211期定時株主総会（当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は12名、うち社外取締役は4名）におきまして、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額につきましては、確定金額報酬年額250百万円以内と業績向上へのインセンティブを高めることを目的に、当期純利益<単体>を基準とした業績連動型報酬年額100百万円以内、これらの報酬等とは別枠で譲渡制限付株式報酬は年額50百万円（年50,000株以内）以内と決議されております。また、2017年6月29日開催の第207期定時株主総会（当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は15名、うち社外取締役は4名）におきまして、監査等委員である取締役の報酬等の限度額が年額100百万円以内と決議されております。

当行の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬体系は、固定報酬としての確定金額報酬、業績連動型報酬及び譲渡制限付株式報酬により構成しております。なお、監査等委員である取締役の報酬体系は、固定報酬部分のみであります。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する業績連動型報酬限度額は、当期純利益<単体>を基準として次表のとおり設定しております。当期純利益<単体>を基準と定めますのは、業績指標として事業年度の最終成果を表す指標であるためであります。

なお、当事業年度における業績連動型報酬の算定基準となる当期純利益<単体>の実績額は142億円であります。

(表) 業績連動型報酬限度額

当期純利益<単体>	業績連動型報酬限度額
150億円超	100百万円
120億円超 ～ 150億円以下	80百万円
90億円超 ～ 120億円以下	60百万円
60億円超 ～ 90億円以下	40百万円
30億円超 ～ 60億円以下	20百万円
30億円以下	0円

② 取締役の報酬等の総額等

(単位：百万円)

区 分	支給人数	報酬等	報酬等の種類別の総額		
			固定報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等
取締役 (監査等委員である取締役を除く。)	7名	237	133	90	13
取締役 (監査等委員)	7名	62	62	—	—

- (注) 1. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。
 2. 業績連動型報酬の年額は、2021年6月29日開催の第211期定時株主総会におきまして改定決議しておりますが、「業績連動報酬等」には、改定前の取締役 (監査等委員である取締役を除く。) の報酬年額限度額500百万円以内で支給した2021年4月から6月までの期間に係る業績連動報酬10百万円が含まれております。

【改定前の業績連動報酬の内容】

- ・株主総会決議日：第207期定時株主総会 (2017年6月29日開催)
- ・当該株主総会終結時点の取締役の員数：15名 (うち社外取締役4名)
- ・業績連動報酬に係る指標：
 - ①親会社株主に帰属する当期純利益<連結>
 - ②顧客向けサービス業務利益(※1)
 - ③本業OHR(※2)
 - ④自己資本比率<連結>
 - ⑤担当部門業務執行状況
- (※1)顧客向けサービス業務利益 = 貸出金平残×預貸金利回差 + 役務取引等利益 - 営業経費
- (※2)本業OHR = 営業経費 ÷ (貸出金平残×預貸金利回差 + 役務取引等利益)
- ・当該指標を選択した理由：第5次中期経営計画において目標とする経営指標であるため
- ・業績連動報酬の決定方法：経営指標に対する達成率により決定

<前事業年度における業績連動報酬に係る指標の計画と実績>

	親会社株主に帰属する当期純利益<連結>	顧客向けサービス業務利益	本業OHR	自己資本比率<連結>
計画	100億円	26億円	90.0%	9.0%
実績	137億円	67億円	82.9%	9.9%
達成率	137%	257%	108%	110%

3. 「非金銭報酬等」について
 - ・ 株式報酬型ストック・オプション報酬 2 百万円を記載しております。本制度は第211期定時株主総会をもちまして既に付与済みのものを除き廃止されておりますが、当事業年度に費用計上したものであります。その概要につきましては後記（40頁～41頁）の「5. 当行の新株予約権等に関する事項」に記載のとおりです。
 - ・ 譲渡制限付株式報酬10百万円を記載しております。本制度は第211期定時株主総会におきまして導入決議されており、当事業年度に費用計上したものであります。その概要につきましては譲渡制限期間を30年間とし、①譲渡制限期間満了前に当行の取締役会が予め定める地位を退任した場合、任期満了、死亡等正当な理由がある場合を除き、当行は本割当株式を無償で取得すること、②譲渡制限期間満了前に任期満了、死亡等正当な理由により当行の取締役会が予め定める地位を退任した場合、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び時期を必要に応じて合理的に調整すること等の条件が付されております。当該株式報酬の交付状況は後記（39頁）の「4. (4)当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況」に記載のとおりです。
4. 「報酬等」には、取締役(監査等委員である取締役を除く。) 3名の使用人としての報酬6百万円は含めておりません。
5. 「支給人数」及び「報酬等」には、2021年6月29日開催の第211期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役(監査等委員である取締役を除く。) 1名、監査等委員である取締役1名を含めております。

(3) 責任限定契約

氏 名	責任限定契約の内容の概要
水 野 八 朗	当行は、各氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）が任務を怠ったことによって生じた当行に対する損害賠償責任を法令に定める最低責任限度額とする責任限定契約を締結しております。
西 田 恵	
堀 智 子	
足 立 基 浩	

(4) 補償契約

該当事項はありません。

(5) 役員等賠償責任保険契約に関する事項

当行は、役員等が職務の遂行にあたり、期待される役割を十分に発揮できるようにするとともに、有用な人材を迎えることができるよう、当行の取締役及び執行役員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することとなるその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害を当該保険契約により補填することとしております。但し、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は補填されないなど、一定の免責事由があります。なお、保険料は特約部分も含め当行が全額負担しております。

3. 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

氏名	兼職その他の状況
水野 八郎	弁護士水野法律事務所代表
西田 恵	弁護士法人淀屋橋・山上合同パートナー弁護士 イオン九州株式会社監査役（社外監査役）
堀 智子	堀公認会計士事務所代表
足立 基浩	国立大学法人和歌山大学副学長

(注) 社外取締役が兼職している他の法人等と当行との間には特別な利害関係はありません。

(2) 社外役員の主な活動状況

氏名	在任期間	取締役会等への出席状況	取締役会等における発言 その他の活動状況
水野 八郎	8年6か月	取締役会 16回中16回出席 監査等委員会 14回中14回出席	主に弁護士としての専門的見地から、業務執行の適法性及び法務コンプライアンス関係について、発言・提言を行っております。また、指名諮問委員会委員長及び報酬諮問委員会委員長としてこれらの委員会に出席し、経営全般の監督機能の強化に努めております。
西田 恵	4年9か月	取締役会 16回中16回出席 監査等委員会 14回中14回出席	主に弁護士としての専門的見地から、業務執行の適法性及び法務コンプライアンス関係について、発言・提言を行っております。また、指名諮問委員会及び報酬諮問委員会に委員としてこれらの委員会に出席し、経営全般の監督機能の強化に努めております。
堀 智子	2年9か月	取締役会 16回中16回出席 監査等委員会 14回中14回出席	主に公認会計士としての専門的見地から、当行の財務及び会計関係について、発言・提言を行っております。また、指名諮問委員会及び報酬諮問委員会に委員としてこれらの委員会に出席し、経営全般の監督機能の強化に努めております。
足立 基浩	2年9か月	取締役会 16回中16回出席 監査等委員会 14回中14回出席	主に大学教授としての豊富な経験・見識と地方創生分野の専門的見地から、発言・提言を行っております。また、指名諮問委員会及び報酬諮問委員会に委員としてこれらの委員会に出席し、経営全般の監督機能の強化に努めております。

(3) 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

	支給人数	銀行からの報酬等	銀行の親会社等からの報酬等
報酬等の合計	4名	24	—

- (注) 1. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 業績連動報酬等、非金銭報酬等の支給はございません。

(4) 社外役員の意見

該当事項はありません。

4. 当行の株式に関する事項

(1) 株式数 発行可能株式総数 120,000千株
発行済株式の総数 67,300千株

(2) 当年度末株主数 15,268名

(3) 大株主

株主の氏名又は名称	当行への出資状況	
	持株数等	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	9,100 千株	13.57 %
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	2,076	3.09
紀陽フィナンシャルグループ従業員持株会	2,025	3.02
DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	1,314	1.96
明治安田生命保険相互会社	1,007	1.50
株式会社ヤマヨテクスタイル	950	1.41
STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234	859	1.28
J P MORGAN CHASE BANK 3 8 5 7 8 1	759	1.13
株式会社日本カストディ銀行（信託口4）	753	1.12
野村信託銀行株式会社（紀陽フィナンシャルグループ従業員持株会信託口）	747	1.11

(注) 1. 「持株数等」は、千株未満を切り捨てて表示しております。
2. 「持株比率」は、発行済株式の総数から自己株式数（268,002株）を控除して算出し、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

(4) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

	株式の交付を受けた者の人数	株式の数 (株式の種類及び種類ごとの数)
取締役（監査等委員であるもの及び社外取締役を除く。）	6名	普通株式 9,600株
社外取締役（監査等委員であるものを除く。）	—	—
監査等委員である取締役	—	—

5. 当行の新株予約権等に関する事項

(1) 事業年度の末日において当行の会社役員が有している当行の新株予約権等

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の人数
取締役 (監査等委員であるもの 及び社外取締役を除く)	① 名称 株式会社紀陽銀行 第1回新株予約権 ② 新株予約権の割当日 2015年7月27日 ③ 新株予約権の数 19個 ④ 目的となる株式の種類及び数 当行普通株式1,900株 ⑤ 新株予約権の行使期間 2015年7月28日から2045年7月27日 ⑥ 権利行使価額（1株あたり） 1円 ⑦ 権利行使についての条件 新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当行の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使できるものとする。	1名
	① 名称 株式会社紀陽銀行 第2回新株予約権 ② 新株予約権の割当日 2016年7月29日 ③ 新株予約権の数 27個 ④ 目的となる株式の種類及び数 当行普通株式2,700株 ⑤ 新株予約権の行使期間 2016年7月30日から2046年7月29日 ⑥ 権利行使価額（1株あたり） 1円 ⑦ 権利行使についての条件 新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当行の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使できるものとする。	1名
	① 名称 株式会社紀陽銀行 第3回新株予約権 ② 新株予約権の割当日 2017年7月31日 ③ 新株予約権の数 30個 ④ 目的となる株式の種類及び数 当行普通株式3,000株 ⑤ 新株予約権の行使期間 2017年8月1日から2047年7月31日 ⑥ 権利行使価額（1株あたり） 1円 ⑦ 権利行使についての条件 新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当行の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使できるものとする。	2名
	① 名称 株式会社紀陽銀行 第4回新株予約権 ② 新株予約権の割当日 2018年7月27日 ③ 新株予約権の数 35個 ④ 目的となる株式の種類及び数 当行普通株式3,500株 ⑤ 新株予約権の行使期間 2018年7月28日から2048年7月27日 ⑥ 権利行使価額（1株あたり） 1円 ⑦ 権利行使についての条件 新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当行の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使できるものとする。	2名

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の人数
取締役 (監査等委員であるもの 及び社外取締役を除く)	① 名称 株式会社紀陽銀行 第5回新株予約権 ② 新株予約権の割当日 2019年7月26日 ③ 新株予約権の数 40個 ④ 目的となる株式の種類及び数 当行普通株式4,000株 ⑤ 新株予約権の行使期間 2019年7月27日から2049年7月26日 ⑥ 権利行使価額（1株あたり） 1円 ⑦ 権利行使についての条件 新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当行の取締役及び執行役員いずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使できるものとする。	2名
	① 名称 株式会社紀陽銀行 第6回新株予約権 ② 新株予約権の割当日 2020年7月22日 ③ 新株予約権の数 64個 ④ 目的となる株式の種類及び数 当行普通株式6,400株 ⑤ 新株予約権の行使期間 2020年7月23日から2050年7月22日 ⑥ 権利行使価額（1株あたり） 1円 ⑦ 権利行使についての条件 新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当行の取締役及び執行役員いずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使できるものとする。	5名

(2) 事業年度中に使用人等に交付した当行の新株予約権等
 該当事項はありません。

6. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
有限責任 あずさ監査法人 指定有限責任社員 辰巳 幸久 指定有限責任社員 小幡 琢哉	65	(注) 2、3

- (注) 1. 当行と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないため、当該事業年度に係る報酬等には金融商品取引法に基づく監査の監査報酬額を含めております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、前期の監査実績の評価及び分析、会計監査の職務遂行状況並びに報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額64百万円について同意の判断をいたしました。
3. 非監査業務として、非居住者に係る金融口座情報交換のための報告制度、外国口座税務コンプライアンス法対応に係る指導・助言業務及びAML/CFTに関する役員研修を委託しております。
4. 当行、子会社及び子法人等が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額は65百万円です。

(2) 責任限定契約

該当事項はありません。

(3) 補償契約

該当事項はありません。

(4) 会計監査人に関するその他の事項

会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事由に該当すると認められる場合には会計監査人を解任いたします。

また、会計監査人が、会社法・公認会計士法等の法令に違反・抵触した場合、公序良俗に反する行為があった場合、その他会計監査人として相応しくないと判断した場合において、当該会計監査人の解任または不再任について検討を行い、これを妥当と判断した場合には、「会計監査人の解任または不再任」の議案を株主総会に提出いたします。

7. 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

該当事項はありません。

計算書類

第212期末貸借対照表 (2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	1,375,048	預金	4,532,030
現金	54,541	当座預金	255,606
預け金	1,320,506	普通預金	2,650,436
買入金銭債権	0	貯蓄預金	30,795
商品有価証券	46	通知預金	9,614
商品国債	46	定期預金	1,432,784
金銭の信託	9,783	その他の預金	152,794
有価証券	986,967	譲渡性預金	64,391
国債	173,845	債券貸借取引受入担保金	201,847
地方債	193,872	借入金	795,202
社債	165,872	借入金	795,202
株式	47,972	外国為替	197
その他の証券	405,404	売渡外国為替	12
貸出金	3,424,018	未払外国為替	185
割引手形	9,191	その他負債	42,698
手形貸付	79,002	未払法人税等	4,277
証書貸付	2,965,695	未払費用	1,728
当座貸越	370,129	前受収益	1,362
外国為替	2,740	金融派生商品	5,407
外国他店預け	2,182	金融商品等受入担保金	559
買入外国為替	41	リース債務	504
取立外国為替	515	資産除去債務	738
その他資産	33,938	その他の負債	28,121
前払費用	282	睡眠預金払戻損失引当金	547
未収収益	2,888	偶発損失引当金	388
金融派生商品	1,710	再評価に係る繰延税金負債	3
金融商品等差入担保金	2,630	支払承諾	7,579
その他の資産	26,427	負債の部合計	5,644,886
有形固定資産	33,780	(純資産の部)	
建物	13,638	資本金	80,096
土地	17,643	資本剰余金	259
リース資産	504	資本準備金	259
建設仮勘定	226	利益剰余金	142,765
その他の有形固定資産	1,767	利益準備金	7,506
無形固定資産	3,425	その他利益剰余金	135,258
ソフトウェア	2,479	繰越利益剰余金	135,258
その他の無形固定資産	946	自己株式	△ 1,607
前払年金費用	15,927	株主資本合計	221,514
繰延税金資産	956	その他有価証券評価差額金	1,343
支払承諾見返	7,579	繰延ヘッジ損益	306
貸倒引当金	△ 26,053	土地再評価差額金	7
		評価・換算差額等合計	1,657
		新株予約権	101
		純資産の部合計	223,273
資産の部合計	5,868,159	負債及び純資産の部合計	5,868,159

第212期損益計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額
経常収益	72,015
資金運用収益	45,721
貸出金利息	34,176
有価証券利息配当金	9,773
預け金利息	1,734
その他の受入利息	36
役務取引等収益	14,265
受入為替手数料	2,595
その他の役務収益	11,670
その他業務収益	3,930
外国為替売買益	55
国債等債券売却益	3,195
金融派生商品収益	679
その他経常収益	8,097
償却債権取立益	873
株式等売却益	6,031
その他の経常収益	1,192
経常費用	49,670
資金調達費用	613
預金利息	131
譲渡性預金利息	1
コールマネー利息	△ 52
債券貸借取引支払利息	399
借入金利息	0
金利スワップ支払利息	133
その他の支払利息	△ 0
役務取引等費用	5,890
支払為替手数料	388
その他の役務費用	5,501
その他業務費用	6,315
商品有価証券売買損	0
国債等債券売却損	6,314
営業経費	29,959
その他経常費用	6,891
貸倒引当金繰入額	3,517
貸出金償却	1,468
株式等売却損	1,327
株式等償却	21
金銭の信託運用損	190
その他の経常費用	366
経常利益	22,344
特別利益	0
固定資産処分益	0
特別損失	191
固定資産処分損	185
減損損失	6
税引前当期純利益	22,152
法人税、住民税及び事業税	7,161
法人税等調整額	776
法人税等合計	7,938
当期純利益	14,214

連結計算書類

第212期末連結貸借対照表 (2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	1,375,103	預金	4,520,653
買入金銭債権	0	譲渡性預金	54,391
商品有価証券	46	債券貸借取引受入担保金	201,847
金銭の信託	9,783	借入金	795,202
有価証券	982,230	外国為替	197
貸出金	3,409,994	その他負債	54,223
外国為替	2,740	退職給付に係る負債	29
その他資産	56,633	睡眠預金払戻損失引当金	547
有形固定資産	34,131	偶発損失引当金	388
建物	13,643	繰延税金負債	2,812
土地	17,643	支払承諾	7,579
リース資産	436	負債の部合計	5,637,872
建設仮勘定	226	(純資産の部)	
その他の有形固定資産	2,182	資本金	80,096
無形固定資産	3,650	資本剰余金	1,722
ソフトウェア	2,660	利益剰余金	150,926
リース資産	22	自己株式	△ 1,615
その他の無形固定資産	968	株主資本合計	231,130
退職給付に係る資産	27,150	その他有価証券評価差額金	1,787
繰延税金資産	518	繰延ヘッジ損益	306
支払承諾見返	7,579	退職給付に係る調整累計額	7,811
貸倒引当金	△ 28,841	その他の包括利益累計額合計	9,906
		新株予約権	101
		非支配株主持分	1,712
		純資産の部合計	242,850
資産の部合計	5,880,722	負債及び純資産の部合計	5,880,722

第212期連結損益計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額
経常収益	81,596
資金運用収益	45,690
貸出金利息	34,147
有価証券利息配当金	9,771
預け金利息	1,735
その他の受入利息	36
役務取引等収益	16,551
その他業務収益	10,758
その他経常収益	8,596
償却債権取立益	1,285
その他の経常収益	7,311
経常費用	57,314
資金調達費用	614
預金利息	131
譲渡性預金利息	1
コールマネー利息及び売渡手形利息	△ 52
債券貸借取引支払利息	399
借用金利息	0
その他の支払利息	133
役務取引等費用	5,124
その他業務費用	11,937
営業経費	31,999
その他経常費用	7,637
貸倒引当金繰入額	3,675
その他の経常費用	3,962
経常利益	24,281
特別利益	0
固定資産処分益	0
特別損失	191
固定資産処分損	185
減損損失	6
税金等調整前当期純利益	24,090
法人税、住民税及び事業税	7,608
法人税等調整額	919
法人税等合計	8,527
当期純利益	15,562
非支配株主に帰属する当期純利益	102
親会社株主に帰属する当期純利益	15,460

監査報告書

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2022年5月11日

株式会社紀陽銀行
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 辰 巳 幸 久
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 小 幡 琢 哉
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社紀陽銀行の2021年4月1日から2022年3月31日までの第212期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2022年5月11日

株式会社紀陽銀行
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 辰 巳 幸 久

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 小 幡 琢 哉

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社紀陽銀行の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社紀陽銀行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合に、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
 - ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第212期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、WEB会議等も活用しながら、当行の内部監査部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人からその職務に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な営業店において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月11日

株式会社 紀陽銀行 監査等委員会

常勤監査等委員	西川隆示	Ⓔ
常勤監査等委員	倉橋啓之	Ⓔ
監査等委員	水野八朗	Ⓔ
監査等委員	西田恵	Ⓔ
監査等委員	堀智子	Ⓔ
監査等委員	足立基浩	Ⓔ

(注) 監査等委員水野八朗、監査等委員西田恵、監査等委員堀智子及び監査等委員足立基浩は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

